受託自治体・団体名	
学校名	

上記は管理用・公表せず

－－

平成３０年度　発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業　成果報告書（Ⅱ）

※文部科学省に提出する際は、赤字の記入要領部分は削除すること。
※（独）国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」http://inclusive.nise.go.jp/を参考とすること。

※　本概要は、データベースを活用される方に事例の概要を伝え、その後の絞り込み検索を簡便化することに主眼を置いている。そのため、本文全てを読まなくても、対象児童生徒等の状況、合理的配慮の概要等が分かるように、400～500字でまとめるようにすること。
※　枠内の一行当たりの文字数は指定しないが、読みやすい文字数とすること。
※　本概要部分に記載する内容は、本文の中で記載された内容に限定すること。
※　本概要の外枠は「罫線」であるため、テキストボックスの貼付けは不可である。
※　冒頭は、１（３）在籍状況等・１（１）障害種・A児（学年）・２（２）対象児童生徒等の学習状況の順に、簡潔に記載すること。

報告書作成時の共通留意事項

※成果報告書Ⅱは、Aさんに対する１事例の報告を行うための書式である。したがって、複数の児童生徒等の事例を扱う場合には、それぞれ別様で事例報告書を作成すること（１つの様式に複数の児童生徒等の事例を記載しないこと)。
※成果報告書Ⅰ及びⅡを突き合わせた際に、対象児童生徒等の特定につながらないように留意すること。このため、本質に影響を及ぼさない範囲で、成果報告書Ⅱに記載する検査数値や個人情報の一部を調整・変更することも可能)。
※対象児童生徒等の性別の記載は不要である。
※「●」を付す指示が出ているものについては、必ず該当する項目の手前に付すこと。
例：対象障害種に「●」を付す指示が出ている場合で、聴覚障害に「●」を付す場合
　正：視覚障害、●聴覚障害、知的障害、・・・
　誤：視覚障害、聴覚障害●、知的障害、
※設問項目を独自に追加あるいは削除しないこと。
※「支援サポーター」、「すくすくルーム」、「親学級」など、特定の地域だけで使用している独自の用語は、誰が読んでも理解できるように、初出の箇所でその内容の解説をすること。ただし、その用語を検索することで地域が特定されるような場合には、固有名詞を使うことは避けること。
※設問においては、【　】を用いている場合があるが、文中に記載する場合には、この括弧は使用しないこと（データベース掲載時にエラーが発生するため)。例えば、設問の「【基礎１】」に記載した内容を後述したい場合には、「【基礎１】において・・・」で

はなく、単に「基礎１において・・・」のように、【　】を省いた形とすること。
※適宜、資料や写真を使用することができるが、個人が特定できるような写真を使用する場合には、モザイク処理等を施した上で、必ず本人・保護者の許諾を得ること。

１．取組のキーワードについて

（１）対象児童生徒等の障害種（下のいずれかに●を付すこと。重複障害の場合は、併せ有する障害に全てに●を付すこと。）

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害

（２）対象児童生徒等の障害の程度（学校教育法施行令第 22 条の３への該当の有無）（下のいずれかに●を付け、該当・非該当の障害名を(　　)に記入すること。）

該当（　　）、非該当（　　）

※　該当・非該当の（　　）中には、学校教育法施行令第 22 条の３に該当する障害種名（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱）の５障害名を記入する。それ以外（言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）の障害名は（　　）に記入しない。

（３）対象児童生徒等の在籍状況等（下のいずれかに●を付すこと。）

幼稚園、小学校（通常の学級）、小学校（通常の学級・通級による指導）、小学校（特別支援学級）、中学校（通常の学級）、中学校（通常の学級・通級による指導）、中学校（特別支援学級）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部）、特別支援学校（小学部）、特別支援学校（中学部）、特別支援学校（高等部）

（４）対象児童生徒等の学年（下のいずれかに●を付すこと。）

年少、年中、年長、１年生、２年生、３年生、４年生、５年生、６年生

（５）キーワード（10 個以内）

検索に使用する語句は、本報告書で使用した重要な用語・児童の教育的ニーズ・学習の困難さを表す用語、障害に関わる判断名など幅広く記載する。

２．対象児童生徒等について

学年、障害の状態、学習の様子、友だち関係や人との関わり、重点的に取り組んでいる課題、指導の方針等を記載する。

（１）対象児童生徒等の実態

実態を詳細に明確に記述する。障害の程度、使用している支援機器又は器具、症状等の進行状況、行っている支援内容、対象児童生徒等の学力、進路希望などを記載すること。なお、検査結果の記載は最小限にとどめ、本報告内容に関係しないデータは記載しないこと。

（２）対象児童生徒等の学習状況

児童生徒の在籍、各教科の学習形態（特別支援学級で指導を受けているのか、それとも、

通常の学級か、交流及び共同学習等）を記載する。

（３）対象児童生徒等についての合意形成に至るまでの経緯

※１.誰から（対象児童生徒等本人、保護者、児童生徒等の教員）支援申し出の意思表明があったか　２.支援の申し出内容　３.支援を決定するためにどのような機関（外部専門家、校長、教育委員会、校内支援委員会等）と連携・調整・話し合いを経たのかを簡潔に記載すること。合意形成に至った結論・対応は３.「対象児童生徒等の学校における基礎的環境整備の状況」及び４.「対象児童生徒等への合理的配慮の実際」に詳細に記載すること。

また、当初の支援申し出の意思表明通りでは「過度な負担」となるため、対応が難しかったが、話し合いにより「工夫」することで、一部改善が見られた等の結果が得られたものについても、３，４にその経緯・結果を詳細に記載すること。

３．対象児童生徒等の学校における基礎的環境整備の状況

基礎的環境整備(１)～(８)の全ての観点について対象児童生徒等に関する内容を説明すること（特にない場合には、「対象児童生徒等に関するものは特にない」と記載すること)。

※１　基礎的環境整備の観点を詳細に記述すること。ただし、都道府県等が行っている基礎的環境整備のうち、報告事例に関係する基礎的環境整備に関するものを記載すること。

※２　各学校が複数の報告事例を作成・提出する場合に、いわゆるコピー&ペーストでの同一報告ではなく、報告事例に関係する内容の基礎的環境整備を明確にしたものとすること。

※３　特別支援学級、通級による指導の設置状況、左記担任教員や支援員及び介助員等の数を具体的（何の障害種を設置、専任か否かを含めて）に記載すること。

※４　特別支援学校による支援、地域からの支援、医療、福祉等の関係機関からの支援について、記載すること。

（１）【基礎１】ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

（２）【基礎２】専門性のある指導体制の確保

（３）【基礎３】個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

（４）【基礎４】教材の確保

（５）【基礎５】施設・設備の整備

（６）【基礎６】専門性のある教員、支援員等の人的配置

（７）【基礎７】個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

（８）【基礎８】交流及び共同学習の推進

４．対象児童生徒等への合理的配慮の実際

合理的配慮(１)－①～(３)③の全ての観点について個別に説明すること（特にない場合には、「対象児童生徒等に特化したものは特にない」と記載する)。

※１　学校の設置者が行う個別の合理的配慮と学校が行う個別の合理的配慮を別々に記載すること。

※２　個別の合理的配慮に実際に関わっている全ての関係者について、その取組内容を具体的に記載すること。また、合理的配慮を、学年を超えて継続して行っている場合は、現在３年生であっても「小学校２年生から合理的配慮を続けている」等の記載を行うこと。

※３　合理的配慮として、学校・学校設置者は何を実施して、その結果どういう状況なったのかを明確に記載すること。クラス全員への指導計画等の説明に終始するのではなく、Ａさんに対しての合理的配慮を明確化すること。

（１）【合理①－１－１】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

※１　「合理①―１―１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」は必ず記載すること。

（２）【合理①－１－２】学習内容の変更・調整

※１　「合理①―１―２　学習内容の変更・調整」は必ず記載すること。その際には、教育活動全般に共通する内容と各教科等に特化した内容を整理して記載すること。

※２　学習内容の変更・調整については、どの教科等で行っているか、学習指導要領に基づく説明を行うこと。

（３）【合理①－２－１】情報・コミュニケーション及び教材の配慮

（４）【合理①－２－２】学習機会や体験の確保

（５）【合理①－２－３】心理面・健康面の配慮

（６）【合理②－１】専門性のある指導体制の整備

（７）【合理②－２】幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

（８）【合理②－３】災害時等の支援体制の整備

（９）【合理③－１】校内環境のバリアフリー化

(10)【合理③－２】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(11)【合理③－３】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

５．取組の成果と課題

対象児童生徒等への学習面・社会性の面への効果、他の児童生徒等への影響、児童生徒

等・保護者・教師などの意識の変化、新たに進めつつある取組などを記載すること。

※「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか」（H24．７．23 中教審分科会報告）という視点に立って、具体的に記載すること。

ただし、必ずモデル事業の実施を踏まえた上での成果を報告すること。

（１）取組の成果

（２）課題

※　成果報告書の作成者の個人的な思いを述べるのではではなく、「基礎的環境整備をいかに工夫・活用し、合理的配慮を推進していくか」という観点を踏まえ、更なる特別支援教育の推進に向けた課題として整理し、記載すること。

※　対象児童生徒、その保護者から支援の申し出があったが、合意形成に至らず合理的配慮が行えなかったことについて、その申し出内容・合理的配慮が行えなかった理由を可能な範囲で記載すること。